

平成24年度 「新エネルギーベンチャー技術革新事業」公募要領

公募受付締切日
平成24年5月8日（火）15：00

【ご注意】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録について

本事業への申請には、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関及び研究代表者の登録を行っていただくとともに、申請内容の基本情報（応募基本情報）をe-Radへ申請することが必要です。

申請者は申請時までにe-Radへ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録しておき、申請に際しNEDOに申請書類をご提出いただくとともに、申請内容の基本情報（応募基本情報）をe-Radへ申請する必要があります。

所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもつて実施してください。

複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎にe-Radへ研究代表者の登録及び応募基本情報の申請をしてください。

詳細はe-Radポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Radヘルプデスクにお問い合わせください。

◆e-Radポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

◆e-Rad利用可能時間帯：6:00～26:00〔(月)～(金)〕、12:00～26:00〔(土)～(日)〕
(祝祭日は、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)

◆e-Radヘルプデスク：Tel:0120-066-877
(9:30～17:30 ただし土、日、祝を除く)

重要

e-Radによる申請手続きを行わないと、本事業への申請が出来ませんので、ご注意ください。

平成24年3月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術開発推進部

【ご案内】中小企業技術革新制度（SBIR制度）による支援措置について

本事業は、中小企業技術革新制度（S B I R 制度）の「平成24年度特定補助金等」として指定される予定のものです。本事業の委託先及び助成先のうち中小企業（ベンチャーを含む）は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、各種支援措置を受けることができます。なお、支援措置のご利用に当たっては、個別の支援措置ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

S B I R 制度とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業者等の新技術を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業者等による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

<支援措置の概要>

- 1) 特別貸付を受けることができます～株式会社日本政策金融公庫※の特別貸付制度～
- 2) 特許費用がお安くなります～特許料等の減免措置～
- 3) 信用保証が厚くなります～中小企業信用保険法の特例～
- 4) 投資による資金を期待できます～中小企業投資育成株式会社法の特例～
- 5) 設備資金の貸付が増えます～小規模企業者等設備導入資金助成法の特例～

※中小企業金融公庫は、平成20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫に移行しました。

詳しくは、以下をご参照ください。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html#a06>

目次

【1. 事業の概要】	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	2
(3) 本事業の特徴	2
(4) 本事業の内容（事業期間、契約形態、事業内容等）	3
(5) 実施体制.....	4
【2. 応募の要件】	5
(1) 申請の要件	5
(2) 申請者の要件	5
(3) 申請に関する注意	8
【3. 応募にあたっての留意事項】	8
(1) 重複応募の排除.....	8
(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	9
(3) 研究活動の不正行為への対応	10
(4) N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口.....	11
【4. 提出期限及び提出先】	12
【5. 応募方法】	13
(1) 府省共通研究開発管理システム（E-RAD）への登録.....	13
(2) 提出に必要な書類等の作成.....	15
(3) 提出書類の受理に関する注意事項.....	18
【6. 秘密の保持】	18
(1) 提出物の管理	18
(2) 応募情報の公表.....	18
(3) 個人情報の取り扱い	18
【7. 委託先及び助成先の選定について】	19
(1) 審査方法.....	19
(2) 審査基準.....	19
【8. 委託先及び助成先の決定及び通知】	20
(1) 採択結果の公表等について.....	20
(2) 審査委員の氏名の公表について	21
(3) 付帯条件.....	21
(4) スケジュール	21
【9. 助成事業（フェーズC）について】	21
(1) 助成金の支払い.....	21
(2) 取得財産の管理.....	21
(3) 実用化状況報告書.....	22
【10. その他の留意事項】	22
【11. 問い合わせ先】	23

平成24年度「新エネルギーベンチャー技術革新事業」に係る募集について (平成24年3月23日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、次の通り「新エネルギーベンチャー技術革新事業」（以下「本事業」という。）を実施致します。

本事業は、米国の SBIR（Small Business Innovation Research）をモデルに、再生可能エネルギー分野の重要性に着目し、中小企業等（ベンチャーを含む）が保有している潜在的技術シーズを基にした技術開発を、公募により実施するものです。本事業では、申請テーマに関して、技術や事業化の面での有望さ等の観点から選抜・育成し、技術開発を実施するとともに、事業化を見据えた支援を行う事業として、平成19年度から開始しました。

具体的には、NEDOが、技術開発の事業化までのステップによって、フェーズA（フィージビリティ・スタディ）及びフェーズB（基盤研究）を委託で、フェーズC（実用化研究開発）を助成（助成率2／3以内）で実施するものです。フェーズAからフェーズB及びフェーズBからフェーズCの過程では、競争選抜（以下「ステージゲート審査」という。）を行い、有望テーマの選択と集中を図り、ベンチャービジネスやベンチャー企業等を支援する仕組みを導入します。

平成24年度は、フェーズA、B及びCへの参加を希望する企業等の法人を広く募集します。参加を希望する企業等の法人は、以下の要領にしたがってご応募ください。

なお、本事業は、平成24年度の政府予算に基づき実施するため、予算関連法案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期が変更、公募の中止等が生じる場合があります。

【1. 事業の概要】

(1) 背景

資源に乏しい我が国が、将来にわたり持続的発展を達成するためには、新エネルギー関連技術の開発、導入・普及によって、各国に先んじて次世代型のエネルギー利用社会の構築に取り組んでいくことが不可欠である。

我が国では、例えば太陽光発電の導入量が1997年には世界一となるなど、一定の実績をあげてきました。しかし、全般的には、エネルギー変換効率や設備利用率が上がらないなど、競合するエネルギーと比較して経済性の面等における制約から普及が十分ではなく、事業化に向け未だ多くの課題が残されています。

このため、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー及び燃料電池・蓄電池等、特に導入を促進すべきエネルギー分野において、効率性を飛躍的に高め、エネルギー源の多様化を実現する「革新的なエネルギー高度利用技術」の開発と利用を強化することが必要です。また、エネルギーの高度利用においては、災害時にも利用可能なシステムに資する技術や、地域におけるエネルギー需給ギャップの解消に資する技術の重要性も増しています。

さらに、新エネルギーの分野におけるベンチャービジネスの参入促進や周辺関連産業の育成などによって、非化石エネルギーの産業構造に厚みを増し、新エネルギー産業全体としての経済性の向上を図ることが重要です。

(2) 目的

本事業は、新・国家エネルギー戦略（経済産業省：2006年5月）における「新エネルギー・ベンチャービジネスに対する支援の拡大」や、新エネルギー部会中間報告（経済産業省総合資源エネルギー調査会：2006年11月）における「ベンチャー企業による多様な技術革新の活性化の必要性」に基づき実施するものです。

具体的には、中小企業等（ベンチャーを含む）の保有する潜在的技術シーズを活用した技術開発の推進を支援するとともに、新事業の創成と拡大等を目指した事業化・ビジネス化を支援することを目的とします。そのため、新エネルギーの分野における技術の選択肢を拡大するとともに、中小企業等（ベンチャーを含む）の革新的な技術に対し、市場からベンチャーキャピタル等の資金を呼び込む仕組みを組み込むことにより、新エネルギーの自立的な発展の加速化を目指します。

これまで、NEDOにおいては、新エネルギーの分野に関する研究開発プロジェクトを推進し、技術的に注目すべき数多くの成果を得ています。しかし、今後の新エネルギーの導入普及には、周辺技術、関連技術等の未だボトルネックとなっている技術課題が残されており、経済性の面での制約も課題となっています。

このため、本事業では、エネルギー基本計画や新成長戦略等に示される再生可能エネルギー分野の重要性に着目し、将来を見据えた技術開発を進め、中小企業等（ベンチャーを含む）を育成し、技術の選択肢の多様化と新エネルギー利用における周辺技術の確保を図り、技術革新の活性化を図るもので

(3) 本事業の特徴

本事業では、技術開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行います。以下にその具体的な内容を示します。

【特徴1】潜在的技術シーズを活用した技術開発を事業化に結びつけます。

- 1) 広い間口による潜在的技術シーズの発掘：社会のニーズに即した技術課題、かつ、中小企業等（ベンチャーを含む）の保有する技術シーズを活用することで解決が期待できる技術課題をNEDOが提示します。ただし、技術の選択肢を絞り込みず、トピックスとしての技術課題及び技術テーマ例を示すことで、申請の間口を広くします
- 2) ステージゲート審査（※1）の採用：技術開発から事業化に向けたステップによってフェーズAからフェーズB及びフェーズBからフェーズCの過程で競争選抜を行い、有望テーマの選択と集中を図り、ベンチャービジネスやベンチャー企業等を支援する仕組みを導入します。

（※1）「ステージゲート審査」とは

ステージゲート審査は、外部有識者により行い、フェーズAからフェーズBへの継続可否及びフェーズBからフェーズCへの継続可否について評価します。具体的には、フェーズA及びフェーズB終了前に実施し、それぞれフェーズA及びフェーズBで得られた結果（技術開発成果、ビジネスプラン、次のフェーズでの計画等）をもとに、それぞれフェーズB及びフェーズCへの継続可否を判断します。

【特徴2】技術開発から事業化に結びつけるための様々な周辺支援を、事業期間中に行います。

- 1) ハンドオン支援：NEDOが、事業者が抱える様々な課題解決のため、技術、知的財産、経営等を専門とする技術経営アドバイザー等と連携し、事業化支援を行います。
- 2) 事業化戦略策定支援：NEDOが、ビジネスプランの作成、ベンチャーキャピタル等からの資金運用などに関するセミナー等を開催し、効果的な事業戦略の策定を支援します。

【特徴3】技術開発成果を基にした事業化に向けて、事業期間終了後のフォローアップを行います。

- 1) 経営支援・資金獲得等の機会支援：ベンチャーキャピタル等から経営面・資金面等での支援を得るためにマッチングの場を設定します。
- 2) 次なるステップ等の助言：本事業で得られた技術開発成果の事業化に向けた検討にあたって、NEDO内外の公募事業への展開等についてアドバイス等を行います。
- 3) 広報宣伝活動支援：成果報告会や展示会等のイベントを活用し、新たなビジネスパートナーや販路開拓のための場を設定します。
- 4) 中小企業技術革新制度（SBIR）による支援：採択事業者のうち、中小企業に該当される法人には、本事業の成果を利用した事業活動を行う際に様々な支援措置をご利用いただけます。

(4) 本事業の内容（事業期間、契約形態、事業内容等）

本事業は、技術開発から事業化までのステップによって、3つのフェーズ（フェーズA、フェーズB、フェーズC）を設けています。

<フェーズA>：フィージビリティ・スタディ

- 事業期間：1年間以内
- 契約形態：1テーマあたり1千万円以内（委託：NEDO負担率100%）
- 事業内容：

技術シーズを保有している中小企業等（ベンチャーを含む）が、事業化に向けて必要となる基盤研究のためのフィージビリティ・スタディ（FS）（※2）を、産学官連携の体制で実施します。

(※2)「フィージビリティ・スタディ」とは

新製品や新事業に関する実行可能性や実現可能性を、検証する作業のことです。具体的には、科学的・技術的メリットの具体化と、技術開発の実施、技術動向調査、市場調査、ビジネスプランの作成等を行って、事業の実現可能性の見通しをつけることです。

<フェーズB>：基盤研究

- 事業期間：1年間以内
- 契約形態：1テーマあたり5千万円以内（委託：NEDO負担率100%）

●事業内容：

要素技術の信頼性、品質向上、システムの最適設計・最適運用などに資する技術開発や、プロジェクトタイプの試作及びデータ計測等、事業化に向けて必要となる基盤技術の研究を、産学官連携の体制で実施します。

<フェーズC>：実用化研究開発

●事業期間：1年間程度

●助成金額：1テーマあたり5千万円以内（助成：助成率 2／3以内）

●事業内容：

事業化の可能性が高い基盤技術を保有している中小企業等（ベンチャーを含む）が、事業化に向けて必要となる実用化技術の研究、実証研究等を実施します。

(5) 実施体制

<フェーズA及びBの場合>

NEDOが選定する企業、大学等の法人（以下「委託先」という。）が、NEDOと委託研究契約等を締結して実施します。

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。申請者及び全ての連名申請者は【2. 応募の要件】を満たし、申請時には、複数機関の役割分担を明確にしていただく必要があります。採択決定後の契約は、原則として連名契約となります。

<フェーズCの場合>

「新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC（実用化研究開発）」助成金交付規程」に従い、交付申請書の記載事項に基づいて実施します。

【2. 応募の要件】

(1) 申請の要件

公募する技術分野は、エネルギー基本計画、新成長戦略等に示される下記の分野とします。

太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用、その他未利用エネルギー分野。

再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術（燃料電池、蓄電池、エネルギー・マネジメントシステム等）。

また、技術課題として以下が例に挙げられます。

- ・変換効率、信頼性、耐久性、利便性向上など、性能改良に資する技術開発
- ・低コスト化、歩留まり向上、生産性向上など、製造法の改良に資する技術開発
- ・効率向上、安全化・安定化、長寿命化など、コスト削減に資する技術開発
- ・再生可能エネルギーを利用する場合の信頼性、品質向上、メンテナンス性向上、リサイクル性向上などに資する技術開発
- ・システムの最適設計、最適運用などに資する技術開発
- ・短時間の停電時においても、地域・ビル・家屋等に非常用電源を供給可能な再生可能エネルギー利用システムに関する技術開発
- ・エネルギー需給ギャップの解消に資する再生可能エネルギー利用システムに関する技術開発
- ・独立運転可能な再生可能エネルギー利用システムに関する技術開発
- ・その他、再生可能エネルギーの普及に資する技術開発

具体的な申請の要件は以下の通りです。

- 1) フェーズAとフェーズBにおいては、本事業の対象としている技術分野において、産学官連携の体制で技術開発を行う申請内容であること。
- 2) フェーズAは、事業期間終了までに、事業化が可能なビジネスプランを立てられること。
- 3) フェーズBは、事業期間終了までに、事業化の具体的な計画を立てられること。
- 4) フェーズCは、申請時に、事業期間終了後3年以内で実用化が可能な具体的な計画を有すること。

フェーズAにご応募して頂き、委託先となった場合には、フェーズBへの継続可否の評価（ステージゲート審査）を必ず受けていただきます。

一方で、フェーズBは、フェーズCに進むことを可能としています。

(2) 申請者の要件

本事業では、以下の要件を満たす法人等に応募資格があります。複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。

<フェーズA及びBの場合>

申請者及び全ての連名申請者は、それぞれ下記の全ての要件を満たすことが必要です。

【申請者】

- 1) 日本に登記されている中小企業等（ベンチャーを含む）であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。
- 2) 関連分野の開発等に関する実績を有し、かつ、技術開発目標の達成及び技術開発の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- 3) 申請テーマの実施に必要な設備等の開発環境が整備されていること。
- 4) 委託事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

【連名申請者】

- 1) 企業、大学等（※3）法人格を有する機関であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。なお、日本に登記されていない企業等の場合、特別の技術開発能力、技術開発施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から、申請者と連携が必要なこと。
- 2) 独立行政法人又は公益法人の場合、他者に比べて優位性を有することを申請書に明記すること。
- 3) 関連分野の開発等に関する実績を有し、かつ、技術開発目標の達成及び技術開発の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- 4) 申請テーマの実施に必要な設備等の開発環境が整備されていること。
- 5) 委託事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 6) 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

ただし、フェーズAの場合、必ず複数機関で申請していただき、連名申請者の一つは大学（学校教育法[昭和22年法律第26号]第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法[平成15年法律第112号]第2条第4項に規定する大学共同利用機関）であることが必要です。

<フェーズCの場合>

申請者及び全ての連名申請者は、下記の全ての要件を満たすことが必要です。

- 1) 日本に登記されている中小企業等（ベンチャーを含む）であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。
- 2) 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 3) 助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し充分な財務的基礎を有すること。
- 4) 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- 6) 技術に関する研究及び開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせて有効に活用す

るとともに、将来の事業内容を展望して研究及び開発を計画的に展開する能力（以下「技術経営力」という。）を有することにより、イノベーションを実現する可能性を有する者であること。

なお、本事業における「中小企業」は、下表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満足する企業であって、みなし大企業に該当しないものを指します。

主たる事業として 営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する従業員の数
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

（注1）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

（注2）本事業において、「みなし大企業」とは、以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している法人
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している法人
- （注3）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業者として取り扱わないものとします。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
 - ・カーブアウトベンチャー（※4）

（※3）「大学等」とは

- ① 大学（学校教育法[昭和22年法律第26号]第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法[平成15年法律第112号]第2条第4項に規定する大学共同利用機関）
- ② 国又は公設の試験研究機関
- ③ 独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

（※4）「カーブアウトベンチャー」とは

下記の全ての要件を満たす企業を指します。

- 1) 研究者が1人以上かつ全従業員の10%以上、又は試験研究費等が売上高の3%以上であること。（試験研究費等については次のホームページの試験研究費としてください。）
<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/newangel/shikenkenkyuhi.pdf>
 - 2) 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
 - 3) 公募締切日において設立10年以内の中小企業者であること。
- 「カーブアウト」とは、「切り出す、分割する」という意味を持っており、文字通り、企業の中から

ら事業を切り出すことを目的としています。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指すわけです。一方、スピンオフは、子会社や事業部を親会社から分離することを指します。これにより、親会社は事業の選択と集中が進み、経営効率の向上を図ります。このようにスピンオフとカーブアウトは形態が非常に似ているのですが、親会社の主たる目的が異なります。

(3) 申請に関する注意

- 1) 同一テーマで、複数フェーズ（フェーズA、フェーズB又はフェーズC）へ同時に申請することはできません。
- 2) 同一申請者が、複数のテーマで申請をすることは可能です。
- 3) フェーズA及びフェーズBにおいて複数機関で申請する場合は、採択決定後の契約は、原則として複数機関が連名で契約して業務を実施する形（連名契約（※5））となります。
- 4) 事業の全部を一括して第三者に再委託することはできません。また、特に再委託が必要となる合理的理由が認められない場合には、再委託を行うことはできません。再委託を行う合理的理由、必要性が特に高い場合には、(i) 再委託を行う合理的理由（連名による場合に比して特に効率性が高い理由を含むこと。）、(ii) 再委託先の名称及び住所等、(iii) 再委託を行う業務範囲、(iv) 再委託の必要性、(v) 再委託予定金額等をご記載いただき、それらに関し審査し適当と認められる場合にのみ承認を行うことといたします。なお、委託業務の一部を再委託することが承認された場合には、再委託した業務に伴う再委託先の行為については、委託先がNEDOに対して全ての責任を負うものとします。具体的には、以下のようないくつかの対応等が必要となります。
 - ・ NEDOと委託先との間で締結する契約を遵守するために必要な事項等について再委託先と契約を締結すること。
 - ・ NEDOが委託先に対して行う検査と同等の内容の検査を実施すること。
 - ・ 検査に当っては、原則2名以上の検査員をおくこと。
 - ・ 検査員は、NEDOが実施する「再委託先等への検査研修」に少なくとも一度は参加し、検査に対する理解を深めること。

(※5) 「連名契約」とは

複数の委託先が、それぞれの明確な分担関係をもって、対等な立場でNEDOの委託業務を行う場合に、連名で契約して、業務を実施するケースです。

【3. 応募にあたっての留意事項】

(1) 重複応募の排除

申請者に「不合理な重複」（※6）、「過度の集中」（※7）が発生している場合は、本事業の対象とせず、採択は行いません。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、契約締結後であっても契約を取り消し、委託費の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(※6) 「不合理な重複」とは

同一の申請者（研究者）による同一の研究開発課題（委託費又は助成金（以下、「研究費」という。）が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の研究費が必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて申請があった場合
- ・ 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(※7) 「過度の集中」とは

一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※8））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※9））に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※8) 「不正使用等指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>

(※9) 「補助金停止等機構達」について

NEDOホームページをご参照ください。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）
- ③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じことがあります。
- ⑤ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じことがあります。

2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- ① 本事業の（補助／契約）に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- ② 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- ③ また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（3）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※10））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。（※11））に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※10) 「研究不正指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください

<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

(※11) 「研究不正機構達」について

NEDOホームページをご参照ください

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ①当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただぐことがあります。
- ②不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ④府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じことがあります。
- ⑤NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(4) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
電話番号 : 044-520-5131
FAX番号 : 044-520-5133
電子メール : helpdesk-2@nedo.go.jp
ホームページ : http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

【4. 提出期限及び提出先】

本公募要領に従い提出書類を作成し、応募期間内（平成24年3月23日（金）～平成24年5月8日（火）15:00必着）に郵送（宅配便等も含む）又は持参にてご提出ください。如何なる理由があっても、受付時間を過ぎて持参されたもの又は郵送（宅配便等も含む）により到着したものは、審査対象となりませんのでご注意ください。特に郵送（宅配便等も含む）の場合は、余裕をもって到着するようにご送付ください。

書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、申請書様式に従って記入してください。

e-Radの登録が無い場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。

FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、提出書類は返却いたしません。
※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合はNEDOホームページにてお知らせいたします。

・提出期限 : 平成24年5月8日（火）15:00必着（郵送・宅配便等含む）

・送付先 : 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術開発推進部 技術革新・実用化推進G

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミユーザ川崎セントラルタワー 20階

※ 郵送の場合は、封筒に新エネルギーベンチャー技術革新事業に係る提出書類在中と朱書きの上、郵送（提出）してください。また、「申請書類受理票」の返送用に、連絡責任者宛先を明記し、80円切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

※ 持参の場合は16階総合案内にて受付を行い、案内に従ってください。なお、受付は平日の10:00～12:00及び13:00～17:00とさせて頂きます。

【5. 応募方法】

(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) (※11) への申請手続きと、NEDOへの申請書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。

(※11) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯 6:00～26:00(月～金)、12:00～26:00(土～日)
(祝祭日は上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
対象者：研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者
※研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。
電話番号：0120-066-877 (フリーダイヤル)
受付時間：午前9:30～午後5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

【手続きの概略】

以下、①～⑥の手続きのうち、①～③の手続は、すでに所属研究機関及び研究代表者のIDを取得されている場合は不要です（④～⑥の手続きは必要です）。

①所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※ [\[システム利用にあたっての事前準備のページ\]](#)をご覧ください。

②電子証明書のインポート

e-Radのシステム運用担当から登録申請をされた所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログインID、初期パスワード）、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

③研究者情報等の登録

e-Rad上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究代表者（本申請において業務管理者）を登録し、事務分担者用及び研究者代表者用のID、パスワードを取得します。

④公募要領等のダウンロードと申請書類等の作成

NEDOホームページの[\[公募情報\]](#)の[当該事業ページ](#)から公募要領等をダウンロードし、申請書類等を作成・準備します。

⑤応募基本情報の入力と提出

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募基本情報を入力の上、応募基本情報を印刷してください。（印刷物はNEDOへの提出書類として必要となります。）

⑥応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認完了・提出」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認完了・提出」ボタンを押さないとe-Radでの登録が完了しません。

【注意事項】

- 申請書類をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締め切り日までに登録を完了するようお願い致します。
- 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- 申請書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。
- 複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎にe-Radへ研究代表者の登録及び応募基本情報の申請をしてください。

(2) 提出に必要な書類等の作成

平成24年度公募では、フェーズA、フェーズB及びフェーズCへの申請を募集します。

- ① 提出に必要な書類等は、NEDOホームページの[\[公募情報\]](#)の当該事業ページからダウンロードできます。提出書類は、「フェーズA提出書類」、「フェーズB提出書類」又は「フェーズC提出書類」、及び「電子データ要旨情報」等をダウンロードし、申請フェーズの提出書類を作成してください。申請フェーズと異なる提出書類を使用しないように注意してください。
- ② 申請フェーズに関わらず、「電子データ要旨情報」は、申請テーマ毎に作成してください。作成後、電子データ（エクセルファイル）で提出してください。
- ③ いざれの提出書類も、すべてA4版とし、左とじダブルクリップ留めして提出してください（ホッチキス留め、製本は行わないでください）。提出書類（正）は片面印刷で、提出書類（副）は両面印刷とし、すべての書類に縦二穴パンチ穴をあけてください。
- ④ フェーズA及びフェーズBにおいては、NEDOの「業務委託契約約款」に合意することが、委託先の要件になります。なお、「業務委託契約約款」が変更された場合は、最新のものを用います。「業務委託契約約款」の詳細につきましては、NEDOホームページの[\[委託事業手続き:約款\]](#)を参照願います。「業務委託契約約款」について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部を添付してください。
- ⑤ フェーズCにおいては、NEDOの「新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC（実用化研究開発）」助成金交付規程」に合意することが、助成先の要件になります。なお、「新エネルギーベンチャー技術革新事業「フェーズC（実用化研究開発）」助成金交付規程」が変更された場合は、最新のものを用います。助成事業の詳細につきましては、NEDOホームページの[\[補助・助成事業の手続き:交付規程\]](#)を参照願います。

フェーズA及びフェーズB

★「フェーズA提出書類」又は「フェーズB提出書類」及び「電子データ要旨情報」を入手した上で作成して下さい。★

1. 提出書類(正 : 片面印刷)

1部

- ①申請用書類チェックリスト・申請書類受理票
- ②申請書〔表紙〕
- ③申請書〔要約〕
- ④申請書〔本文〕
- ⑤実施計画及び実施経費計画（別添1）
- ⑥業務管理者研究経歴書（別添2）
- ⑦主要開発者一覧（別添3）
- ⑧利害関係のある評価者（別添4）
- ⑨法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）
- ⑩直近3年分の決算報告書
- ⑪e-Rad 応募基本情報

2. 提出書類(副 : 両面印刷) 上記②、③、④、⑤、⑦、⑩の写し

20部

- ②申請書〔表紙〕
- ③申請書〔要約〕
- ④申請書〔本文〕
- ⑤実施計画及び実施経費計画（別添1）
- ⑦主要開発者一覧（別添3）
- ⑩直近3年分の決算報告書

3. CD-R ⑫、⑬の電子データを保存したCD-R

1部

- ⑫電子データ要旨情報の電子データ (エクセルファイル)
- ⑬②～⑧の電子データ (ワードファイル)

4. 申請書類受理票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、80円切手貼付）

1部

提出書類を郵送で提出する場合（持参の場合は不要です）

フェーズC

★「フェーズC提出書類」及び「電子データ要旨情報」を入手した上で作成して下さい。★

1. 提出書類(正 : 片面印刷) 1部

- ①申請用書類等チェックリスト・申請書類受理票
- ②申請書 [様式1及び表紙]
- ③申請書 [要約]
- ④申請書 [本文]
- ⑤資金及び費用 (別添1) 【別紙A-1~4】
- ⑥業務管理者研究経歴書 (別添2)
- ⑦主要開発者一覧 (別添3)
- ⑧利害関係のある評価者 (別添4)
- ⑨年度日程表【別紙B】
- ⑩法人案内パンフレット等 (法人経歴のわかるもの)
- ⑪直近3年分の決算報告書
- ⑫e-Rad 応募基本情報

2. 提出書類(副 : 両面印刷) 上記②、③、④、⑤、⑦、⑨、⑪の写し 20部

- ②申請書 [様式1及び表紙]
- ③申請書 [要約]
- ④申請書 [本文]
- ⑤資金及び費用 (別添1) 【別紙A-1~4】
- ⑦主要開発者一覧 (別添3)
- ⑨年度日程表【別紙B】
- ⑪直近3年分の決算報告書

3. CD-R ⑬、⑭の電子データを保存したCD-R 1部

- ⑬電子データ要旨情報の電子データ (エクセルファイル)
- ⑭②~⑨の電子データ (ワードファイルまたはエクセルファイル)

4. 申請書類受理票の返送用封筒 (連絡責任者の宛先明記、80円切手貼付) 1部

提出書類を郵送で提出する場合 (持参の場合は不要です)

(3) 提出書類の受理に関する注意事項

- 提出書類を受理した場合は、申請書類受理票をお渡しします（郵送による提出の場合は、後日、郵送にてお送りします）。
- 提出期限を過ぎた提出書類は受理できません。
- 応募の要件を有しない者の提出書類、または不備がある提出書類は、受理できないことがあります。
- 提出された書類等は返却致しませんので予めご了承ください。

【6. 秘密の保持】

(1) 提出物の管理

提出書類等は本事業の委託先選定のためにのみ用い、NEDO内で厳重に管理いたします。なお、取得した個人情報については、本事業の委託先選定にあたっての審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）なお、審査の実施にあたり、提出書類の写しを審査委員に郵送により送付することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 応募情報の公表

採択された技術開発テーマについては、申請者の名称、申請テーマの名称をNEDOのホームページ等で公表します。不採択となった申請テーマについては、当該申請者に対してのみ、不採択理由とともに結果を通知します。ただし、他の助成機関等からの依頼・問合せ等に対して、その依頼・問合せが妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることができます。

(3) 個人情報の取り扱い

- 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に関する説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- また、審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- また、NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用します。
- ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

【7. 委託先及び助成先の選定について】

(1) 審査方法

申請書に対して、外部の有識者による事前審査を行います。事前審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDOより、申請書に示された「連絡責任者」にご連絡いたします。

委託先及び助成先は、NEDO内に設置した契約・助成審査委員会において、上述で実施した事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等により審査を行い、最終的に決定します。

委託先及び助成先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じられないことになっていますので予めご了承ください。

なお、申請テーマに関して、利害関係（※13）があり、公正な評価が保証されないと申請者が判断する場合は、提出書類の中の「⑧利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名及び理由を記載してください。

（※13）利害関係者の定義について

1 規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程（平成15年度規程第63号）（以下、規程という。）第25条及び第32条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

第2項 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者と親族関係にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

(2) 審査基準

<フェーズA及びBの場合>

1) 技術審査

- ①実施する技術開発に新規性があり、解決すべき技術課題が明確に示されていること。
- ②技術開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- ③技術課題の解決方法が、実験データ、論文等の科学的根拠に基づき提案されており、予定期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。
- ④申請テーマが、競合技術や従来技術と比較して優位性や独自性が高いこと。

⑤申請テーマが、CO₂削減効果、非常電源、エネルギー需給ギャップの解消や独立運転システムに活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。

⑥実施計画、実施体制等が適切なものとなっており、費用対効果（委託金額に対する開発効果）が高いこと。

2) 事業化審査

① 事業化の基盤となる知財戦略等が十分に検討されていること。

② 想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。

③ 想定する事業化までの達成時期、事業化までのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担が具体的に示されており、実現可能性が高いこと。

<フェーズCの場合>

1) 技術審査

①実施する実用化研究開発において、解決すべき技術課題が明確に示されていること。

②実用化研究開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、実用化に向けて適切なものとなっていること。

③技術課題の解決方法が、実験データ、論文等の科学的根拠に基づき提案されており、また、実用化研究開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われており、予定期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。

④申請テーマが、競合技術や従来技術と比較して優位性や独自性が高いこと。

⑤申請テーマが、CO₂削減効果、非常電源、エネルギー需給ギャップの解消や独立運転システムに活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。

⑥実用化研究計画、開発体制等が適切なものとなっていること。

2) 事業化審査

①開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有している、あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。

②想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。

③事業期間終了後3年以内に実用化が達成する可能性が高いことを示す事業化計画（事業化に向けバリューチェーンにおける申請者以外の外部機関との協力体制等を含め各機関の役割分担の明確化を含む）を提案しており、また費用対効果（助成金額に対する事業化効果）が高いこと。

【8. 委託先及び助成先の決定及び通知】

(1) 採択結果の公表等について

採択、不採択に拘らず、その結果を応募者に対して通知します。採択された開発テーマ等についてはNEDOのホームページ等で公表します。不採択となった案件については、当該申請者に対してのみ、不採択理由とともに結果を通知します。

(2) 審査委員の氏名の公表について

当該事前審査委員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表するものとします。

(3) 付帯条件

採択に当たって付帯条件がある場合（例：実施体制の見直し等）、通知文に明記することがあります。

(4) スケジュール

平成24年3月23日（金）	公募開始
3月27日（火）～30日（金）	公募説明会
5月8日（火）	公募締め切り
6月中旬（予定）	審査
7月中旬（予定）	契約・助成審査委員会
7月中旬（予定）	委託先及び助成先の決定
7月以降	研究開始

本事業の内容についての概要説明、応募に当たっての手続き、提案書の書き方等についての公募説明会を開催します。今回から公募内容が変更となっているところがありますので、応募を考えている方はできるだけ参加してください。詳細はNEDOホームページの[\[公募情報\]](#)の[当該事業ページ](#)をご覧下さい。

【9. 助成事業（フェーズC）について】

(1) 助成金の支払い

本事業における助成金の交付は、助成期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としていますが、助成期間途中で支払いが必要な場合は助成事業者の支出実績額及び経過期間等に応じて概算払いを行うことが可能です。

(2) 取得財産の管理

1) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にありますが、これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、機構が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分することにより収入があった時は、機構の請求に応じ収入の一部を納付しなければならない場合があります。

2) 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間またはその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

3) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(注) 圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたらすことにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

(3) 実用化状況報告書

事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、実用化状況報告書をNEDOに提出していただきます。

(4) 収益納付

1) 実用化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による収益が認められたときは、原則、以下の納付額の計算式で算出される額を納付していただきます。

※納付額の算出式：

納付額 = (助成事業に係る当該年度収益額 - 控除額) × 助成金確定額 ÷ 助成対象費用

ただし、助成事業に係る当該年度収益額：原則として営業利益

助成金確定額：助成事業終了時に通知する助成金の確定額

控除額：(助成対象費用 - 助成金確定額) × 1 / 5

2) 収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。

3) 収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。

【10. その他の留意事項】

- ・ 事業期間終了後成果の発展状況を把握するために、追跡調査・評価にご協力頂く場合があります。
- ・ フェーズA事業者及びフェーズB事業者については、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）について、ご協力を頂く場合があります。また、「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」（※14）に定めたとおり、知財マネジメントの強化を図り、国民経済へのアウトカムの最大化を目指すため、知財の管理・運営方針についての提案を提出書類の本文で求めます。
- ・ フェーズBでの実施体制の連名委託先に大学等が含まれている場合、フェーズBからフェーズCへ移行後の交付先は企業のみとなります。なお、移行にあたっては、ステージゲート審査で継続可否の評価を受けていただくことになります。
- ・ フェーズC事業者については、各事業者のバリューチェーンを念頭に置いた事業化体制構築を促進するため、助成期間中のマッチング会参加を原則として必須とさせていただきます。
- ・ 研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科

学・技術対話」という（※15）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により当機構に報告してください。

（※14）「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」について
NEDOホームページをご参照ください。

http://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00001.html

（※15）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）
総合科学技術会議ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>

【1.1. 問い合わせ先】

本事業の内容に関するお問い合わせは、5月2日（水）までに限り、下記まで平日10：00～12：00及び13：00～17：00の間にご連絡ください。

[連絡先]

〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
技術開発推進部 技術革新・実用化推進G
TEL：044-520-5171
電子メール：venture24@ml.nedo.go.jp

また、下記の支部においても、問い合わせをお受けいたします。

1) NEDO 北海道支部 事業管理部

〒060-0003
北海道札幌市中央区北3条西3丁目1番47号（NORTH33ビル8階）
TEL：011-281-3355

2) NEDO 関西支部 事業管理部

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田3丁目3番10号（梅田ダイビル16階）
TEL：06-7620-2200

3) NEDO 九州支部 事業管理部

〒812-0011
福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目19番24号（大博センタービル10階）
TEL：092-411-7831